

1 令和4年第3回稲城市農業委員会総会を招集する。

2日 時 令和4年3月10日(木)
開議 午後3時30分
閉議 午後4時10分

3会 場 消防署講堂

4出席委員

1番	松本 信之	2番	塩野 清隆	3番	馬場 実
4番	伊勢川 岩根	5番	佐脇 博吏	6番	鈴木 明弘
7番	高野 進	8番	小池 喜一郎	9番	大塚 謙一
10番	中山 賢二	11番	高橋 昌司	12番	笹久保 橋寿

5欠席委員

6事務局

局長	関 口 美 鈴
係長	松 村 孝 幸
書記	原 島 啓 太

7議題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 第6号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について
- (4) 第7号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (5) 第7号報告 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- (6) 第8号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (7) 第9号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (8) 第10号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

議長 本日は、全員出席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和4年第3回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、1番 松本 信之 君、3番 馬場 実 君を指名いたします。次に順番が前後しますが、先に日程5、第7号報告 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

佐脇委員 解約が出た理由はわかりますか？

事務局 小作でやっていた土地なのですが、区画整理地区内になり、また借り手に相続があったのが理由となっています。

議長 他に質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程2、第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。第5号議案について事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する)

なお、受付番号1号については令和4年2月25日に地元委員の高橋委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号1号について高橋委員より説明願います。

高橋委員 11番委員の高橋です。受付番号1号については、令和4年2月25日に事務局と現地確認を行った結果、3条許可を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。

議 長 第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第5号議案については承認されました。次に日程3、第6号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号8号については令和4年2月25日に地元委員の高橋委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号8号について高橋委員より説明願います。

高橋委員 11番委員の高橋です。受付番号8号については令和4年2月25日に事務局と現地確認を行った結果、申請どおり事業計画は問題ないことを確認したので報告します。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終了しました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。

議 長 第6号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第6号議案については承認されました。次に日程4、第7号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号192号については令和4年3月2日に地元委員の馬場委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号192号について馬場委員より説明願います。

馬場委員 3番委員の馬場です。受付番号192号については令和4年3月2日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

また、斜面地で機械が入らない所なので、本人だけでなく家族の協力を得て手作業で耕作を続けてきている土地です。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終了しました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。

議 長 第7号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第2号議案については承認されました。次に日程6、第8号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程7、第9号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程8、第10号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事務局

(議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和4年第3回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後4時10分閉会)